

北上市児童発達支援利用者負担額助成事業実施要綱（令和5年北上市告示甲第17号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日以後に提供を受けた児童福祉サービスから適用する。

令和7年3月26日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
（助成対象者の認定） 第5 助成対象者は、助成金の支給を受けようとするときは、北上市児童発達支援利用者負担額助成対象者認定申請書（様式第1号）に<u>法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証その他</u>市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請するものとする。 2 [略] <u>（助成金の支給申請）</u> 第7 <u>第5の規定により認定を受けた助成対象者（以下「申請者」という。）は、当該申請者に係る児童が助成対象サービスの提供を受けたときは、北上市児童発達支援利用者負担額助成金支給申請書兼請求書（様式第4号）に助成対象サービスを利用したことが分かる書類その他市長が必要と認める書</u>	（助成対象者の認定） 第5 助成対象者は、助成金の支給を受けようとするときは、北上市児童発達支援利用者負担額助成対象者認定申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請するものとする。<u>この場合において、助成対象者は、助成対象サービスを提供する事業者（以下「事業者」という。）に助成金の請求及び受領を委任するものとする。</u> 2 [略]

類を添えて、市長に申請するものとする。

(助成金の支給決定)

第8 市長は、第7の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは助成金の支給を決定し、北上市児童発達支援利用者負担額助成金支給決定通知書（様式第5号）により、不適当と認めたときはその旨を、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の支給決定を申請者に通知したときは、当該決定をした日に申請者から請求があったものとみなして、助成金を支給するものとする。

(助成金の支給方法)

第9 第8の規定による助成金の支給は、受領委任払（助成金の支給決定を受けた者が、当該助成金の受領を助成対象サービスを提供した事業者（以下「事業者」という。）に委任し、市が当該事業者に対して当該助成金を支払うことをいう。以下同じ。）の方法によるものとする。

(助成金の支給方法)

第7 助成金の支給は、受領委任払（第5第2項の規定により認定を受けた助成対象者（以下「申請者」という。）が、当該助成金の請求及び受領を事業者に委任し、市が当該事業者に対して当該助成金を支払うことをいう。以下同じ。）の方法によるものとする。

2 市長は、助成金に係る審査及び支給に関する事務を岩手県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に委託するものとする。

3 第5第1項後段の規定により委任を受けた事業者は、障害児通所給付費等の請求に関する内閣府令（平成18年厚生労働省令第179号）に定める様式により、法第21条の5の3に規定する障害児通所給付費の請求と併せて助成金を国保連に請求するものとする。

2 [略]

3 [略]

(助成金の返還等)

第10 [略]

(補則)

第11 [略]

様式第1号(第5関係)

[略]

同意事項

助成対象者の認定申請にあたり、次の事項に同意します。

(1) [略]

(2) 助成金について、サービスを提供した事業者が私に代わり受領することに同意します。ただし、サービスを提供した事業者が直接利用者負担額を支払った場合は、領収書を添えて北上市に助成金を請求します。

4 国保連は、前項の規定による請求があったときは、障害児通所給付費及び助成金を当該事業者に対して支給するものとする。

5 [略]

6 [略]

(助成金の返還等)

第8 [略]

(補則)

第9 [略]

様式第1号(第5関係)

[略]

同意事項

助成対象者の認定申請にあたり、次の事項に同意します。

(1) [略]

(2) 市が助成金に係る審査及び支給に関する事務を岩手県国民健康保険団体連合会に委託することに同意します。

委任状

年 月 日

住所

氏名

	<u>私は、私の児童が利用した助成対象サービスに係る利用者負担額に充てるため、北上市児童発達支援利用者負担額助成金の請求及び受領を次の者に委任します。</u>		
	<u>受任者</u> <u>(事業者)</u>	<u>所在地</u>	
		<u>名称</u>	
		<u>代表者名</u>	
様式第 2 号（第 5 関係）	様式第 2 号（第 5 関係）		
[略]	[略]		
1 <u>受給者番号</u>	1 <u>対象児童</u>		
2 [略]	2 [略]		
3 <u>備考</u>	3 <u>事業者名</u>		
備考 改正部分は、下線の部分である。			

様式第 4 号及び様式第 5 号を削る。